

訂正箇所		令和 5 年度教科書 (旧)	令和 6 年度教科書 (新)																																																																								
ページ	行																																																																										
11	注 3	差し止め請求権などを適切に行使できる。全国に23団体 (令和 4 年 6 月末現在) あり, 消費者庁のホームページに連絡先や所在地の一覧が掲載されている。	差し止め請求権などを適切に行使できる。全国に25団体 (令和 5 年 8 月末現在) あり, 消費者庁のホームページに連絡先や所在地の一覧が掲載されている。																																																																								
23	図 20	<p><b>図20</b> 雇用形態別, 年齢と1か月の賃金 (男女計)</p> <p>(万円)</p> <table border="1"> <caption>2023年賃金構造基本統計調査 (推定)</caption> <thead> <tr> <th>年齢 (歳)</th> <th>正社員・正職員 (万円)</th> <th>正社員・正職員以外 (万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20</td><td>22</td><td>18</td></tr> <tr><td>25</td><td>28</td><td>20</td></tr> <tr><td>30</td><td>32</td><td>21</td></tr> <tr><td>35</td><td>35</td><td>21</td></tr> <tr><td>40</td><td>38</td><td>21</td></tr> <tr><td>45</td><td>40</td><td>21</td></tr> <tr><td>50</td><td>40</td><td>21</td></tr> <tr><td>55</td><td>40</td><td>21</td></tr> <tr><td>60</td><td>35</td><td>25</td></tr> <tr><td>65</td><td>30</td><td>22</td></tr> <tr><td>70</td><td>28</td><td>20</td></tr> </tbody> </table> <p>(厚生労働省 「令和 3 年賃金構造基本統計調査」 より)</p>	年齢 (歳)	正社員・正職員 (万円)	正社員・正職員以外 (万円)	20	22	18	25	28	20	30	32	21	35	35	21	40	38	21	45	40	21	50	40	21	55	40	21	60	35	25	65	30	22	70	28	20	<p><b>図20</b> 雇用形態別, 年齢と1か月の賃金 (男女計)</p> <p>(万円)</p> <table border="1"> <caption>2024年賃金構造基本統計調査 (推定)</caption> <thead> <tr> <th>年齢 (歳)</th> <th>正社員・正職員 (万円)</th> <th>正社員・正職員以外 (万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20</td><td>22</td><td>18</td></tr> <tr><td>25</td><td>28</td><td>20</td></tr> <tr><td>30</td><td>32</td><td>21</td></tr> <tr><td>35</td><td>35</td><td>21</td></tr> <tr><td>40</td><td>38</td><td>21</td></tr> <tr><td>45</td><td>40</td><td>21</td></tr> <tr><td>50</td><td>40</td><td>21</td></tr> <tr><td>55</td><td>40</td><td>21</td></tr> <tr><td>60</td><td>35</td><td>25</td></tr> <tr><td>65</td><td>30</td><td>22</td></tr> <tr><td>70</td><td>28</td><td>20</td></tr> </tbody> </table> <p>(厚生労働省 「令和 4 年賃金構造基本統計調査」 より)</p>	年齢 (歳)	正社員・正職員 (万円)	正社員・正職員以外 (万円)	20	22	18	25	28	20	30	32	21	35	35	21	40	38	21	45	40	21	50	40	21	55	40	21	60	35	25	65	30	22	70	28	20
年齢 (歳)	正社員・正職員 (万円)	正社員・正職員以外 (万円)																																																																									
20	22	18																																																																									
25	28	20																																																																									
30	32	21																																																																									
35	35	21																																																																									
40	38	21																																																																									
45	40	21																																																																									
50	40	21																																																																									
55	40	21																																																																									
60	35	25																																																																									
65	30	22																																																																									
70	28	20																																																																									
年齢 (歳)	正社員・正職員 (万円)	正社員・正職員以外 (万円)																																																																									
20	22	18																																																																									
25	28	20																																																																									
30	32	21																																																																									
35	35	21																																																																									
40	38	21																																																																									
45	40	21																																																																									
50	40	21																																																																									
55	40	21																																																																									
60	35	25																																																																									
65	30	22																																																																									
70	28	20																																																																									

訂正箇所		令和 5 年度教科書 (旧)
ページ	行	

19

図 17

図17 給与明細の例 (入社 1 年目, 正社員の場合の例)

● **基本給**：基本となる支給額。  
ボーナス (賞与) もこの金額を基準に計算される。

● **各種手当**：会社によってさまざまな手当てがある。  
住宅手当は家賃の補助として支払われる。  
時間外勤務手当は残業や休日勤務などの時間に応じて支払われる。

支給	基本給	各種手当					
		役職手当	家族手当	住宅手当	役員報酬	精勤手当	時間外勤務手当
	200,000	0	0	15,000	0	6,000	4,263
	通勤 (非課税)	通勤 (課税)	遅刻早退控除	欠勤控除			総支給額合計
	8,630	0	0	0			233,893
控除	健康保険	厚生年金	雇用保険	介護保険			社会保険合計
	7,100	12,966	1,169	0			21,235
	所得税	住民税	財形貯蓄	社員会費			控除合計
	4,670	0	0	500			26,405
							差引支給額
							207,488

● 会社が支払う金額

● 差し引かれる金額の合計

● 実際に受け取れる金額 (手取りの金額)

● **社会保険料**：勤務先と従業員それぞれが負担する。給料が高い人ほど保険料が上昇する。  
民間企業の従業員や公務員などは厚生年金に加入し、この保険料を支払うことで、国民年金 (⇒ p.169) の保険料も払ったことになる。  
介護保険料 (⇒ p.167) は40歳から差し引かれる。

● **税金**：その年の個人の所得に対する所得税や、地方公共団体に対して支払う住民税がある。  
住民税は前年の所得に対してかかる。

訂正箇所		令和 6 年度教科書 ( 新 )
ページ	行	

19 図 17

図17 給与明細の例 (入社1年目, 正社員の場合の例)


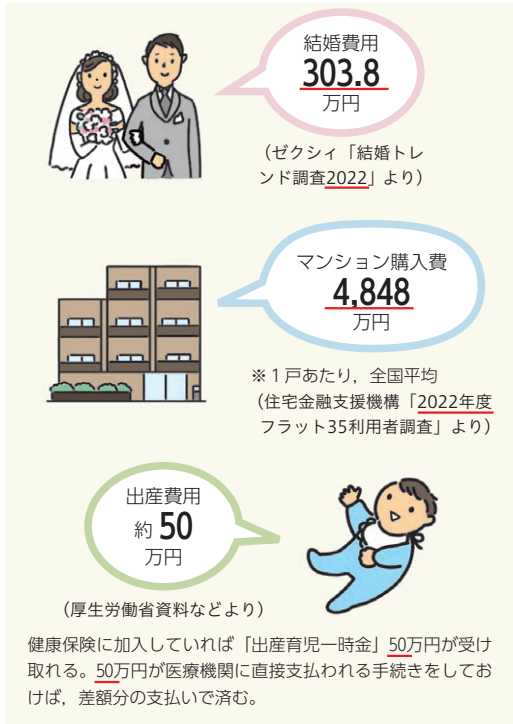
● **基本給**：基本となる支給額。  
ボーナス (賞与) もこの金額を基準に計算される。

● **各種手当**：会社によってさまざまな手当てがある。  
住宅手当は家賃の補助として支払われる。  
時間外勤務手当は残業や休日勤務などの時間に応じて支払われる。

支給	基本給	各種手当						総支給額合計
		役職手当	家族手当	住宅手当	役員報酬	精勤手当	時間外勤務手当	
	200,000	0	0	15,000	0	6,000	4,263	● 会社が支払う金額
	通勤 (非課税)	通勤 (課税)	遅刻早退控除	欠勤控除			233,893	
	8,630	0	0	0				
控除	健康保険	厚生年金	雇用保険	介護保険			社会保険合計	● 差し引かれる金額の合計
	10,440	21,960	1,403	0			33,803	
	所得税	住民税	財形貯蓄	社員会費			控除合計	
	4,770	0	0	500			39,073	
							● 差引支給額	
							194,820	● 実際に受け取れる金額 (手取りの金額)

● **社会保険料**：勤務先と従業員それぞれが負担する。給料が高い人ほど保険料が上昇する。民間企業の従業員や公務員などは厚生年金に加入し、この保険料を支払うことで、国民年金 (⇒ p.169) の保険料も払ったことになる。介護保険料 (⇒ p.167) は40歳から差し引かれる。

● **税金**：その年の個人の所得に対する所得税や、地方公共団体に対して支払う住民税がある。住民税は前年の所得に対してかかる。

訂正箇所		令和5年度教科書(旧)	令和6年度教科書(新)
ページ	行		
23	図 21	 <p>結婚費用 <b>292.3</b> 万円 (ゼクシィ「結婚トレンド調査2021」より)</p> <p>マンション購入費 <b>4,529</b> 万円 ※1戸あたり、全国平均 (住宅金融支援機構「2021年度フラット35利用者調査」より)</p> <p>出産費用 約 <b>50</b> 万円 (厚生労働省資料などより)</p> <p>健康保険に加入していれば「出産育児一時金」42万円が受け取れる。42万円が医療機関に直接支払われる手続きをしておけば、差額分の支払いで済む。</p>	 <p>結婚費用 <b>303.8</b> 万円 (ゼクシィ「結婚トレンド調査2022」より)</p> <p>マンション購入費 <b>4,848</b> 万円 ※1戸あたり、全国平均 (住宅金融支援機構「2022年度フラット35利用者調査」より)</p> <p>出産費用 約 <b>50</b> 万円 (厚生労働省資料などより)</p> <p>健康保険に加入していれば「出産育児一時金」50万円が受け取れる。50万円が医療機関に直接支払われる手続きをしておけば、差額分の支払いで済む。</p>
26	7	支えるためには地球が <sup>②</sup> <u>2.8個</u> 必要だという試算もある。	支えるためには地球が <sup>②</sup> <u>2.9個</u> 必要だという試算もある。
27	側注 2	<sup>②</sup> <u>WWF ジャパン「環境と向き合うまちづくり」2019年5月発行より</u>	<sup>②</sup> <u>2023 Earth Overshoot Day. Global Footprint Network. "How many Earths? How many Countries?" より</u>

訂正箇所	
ページ	行

令和 5 年度教科書 (旧)

令和 6 年度教科書 (新)

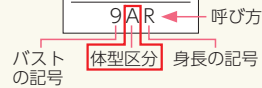
39 図 10

●サイズ表示

衣服の寸法ではなく、着用者の身体の寸法 (基本身体寸法) で示される。

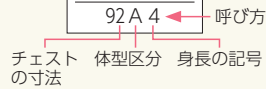
成人女子用ドレスのサイズ表示の例

サイズ	
バスト	83
ヒップ	91
身長	158



成人男子用ジャケットのサイズ表示の例

サイズ	
チェスト	92
ウエスト	80
身長	165



> Tシャツやセーターなど、フィット性を必要としない衣服は、寸法を範囲で示すことができる。 ^

バスト	番号	3	5	7	9	11	13	15	17	19
	寸法 (cm)	74	77	80	83	86	89	92	96	100

体型	Y	A	AB	B
ヒップの大きさ	A 体型より 4cm 小さい	ふつうの 体型	A 体型より 4cm 大きい	A 体型より 8cm 大きい

身長	記号	PP	P	R	T
	寸法 (cm)	142	150	158	166

体型	J	JY	Y	YA	A	AB	B	BB	BE	E
チェストとウエストの寸法差 (cm)	20	18	16	14	12	10	8	6	4	0

身長	記号	3	4	5	6	...	9
	寸法 (cm)	160	165	170	175	...	190

◆成人女子の範囲表示記号 ✓

記号	S	M	L
バスト (cm)	72-80	79-87	86-94
ヒップ (cm)	82-90	87-95	92-100
ウエスト (cm)	58-64	64-70	69-77

◆成人男子の範囲表示記号 ✓

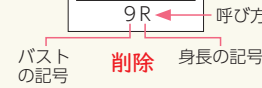
記号	S (SA)	M (MA)	L (LA)
身長 (cm)	155-165	165-175	175-185
胸囲 (cm)	80-88	88-96	96-104

●サイズ表示

衣服の寸法ではなく、着用者の身体の寸法 (基本身体寸法) で示される。

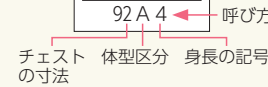
成人女子用ドレスのサイズ表示の例

サイズ	
バスト	83
ヒップ	91
身長	158



成人男子用ジャケットのサイズ表示の例

サイズ	
チェスト	92
ウエスト	80
身長	165



[範囲表示]

Tシャツやセーターなど、フィット性を必要としない衣服は、寸法を範囲で示すことができる。成人女性では「SS」から「6L」まで、成人男子では「SS」から「5L」までのサイズがある。また、男女兼用のサイズ表示もある。

バスト	番号	3	5	7	9	11	13	15	17	19
	寸法 (cm)	74	77	80	83	86	89	92	96	100

身長	記号	PP	P	R	T
	寸法 (cm)	142	150	158	166

削除

体型	J	JY	Y	YA	A	AB	B	BB	BE	E
チェストとウエストの寸法差 (cm)	20	18	16	14	12	10	8	6	4	0

身長	記号	3	4	5	6	...	9
	寸法 (cm)	160	165	170	175	...	190

◆成人女子の範囲表示記号 (例) 身長154~162cm

記号	S	M	L
バスト (cm)	72-80	79-87	86-94
ヒップ (cm)	82-90	87-95	92-100
ウエスト (cm)	58-64	64-70	69-77

◆成人男子の範囲表示記号 (例)

記号	S	M	L
チェスト (cm)	80-88	88-96	96-104
ウエスト (cm)	68-76	76-84	84-94

訂正箇所		令和 5 年度教科書 (旧)	令和 6 年度教科書 (新)																																
ページ	行																																		
53	8	また、衣類の <b>輸入浸透率</b> は <u>97.9% (2020年)</u> <sup>③</sup> に達しており、ほと	また、衣類の <b>輸入浸透率</b> は <u>98.2% (2021年)</u> <sup>③</sup> に達しており、ほと																																
53	注 3	③ 日本化学繊維協会「繊維ハンドブック2022」より。	③ 日本化学繊維協会「繊維ハンドブック2023」より。																																
53	グローバル	<p>繊維製品の輸入相手国 (2021年) 合計 約3兆6,707億円</p> <table border="1"> <tr><th>国</th><th>割合</th></tr> <tr><td>中国</td><td>58.7%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>14.9%</td></tr> <tr><td>ベトナム</td><td>13.1%</td></tr> <tr><td>インドネシア</td><td>3.7%</td></tr> <tr><td>カンボジア</td><td>3.4%</td></tr> <tr><td>バングラデシュ</td><td>3.7%</td></tr> <tr><td>イタリア</td><td>2.5%</td></tr> </table> <p>(日本繊維輸入組合「繊維製品・主要国別 輸入の推移 (2012年~2021年)」より作成)</p>	国	割合	中国	58.7%	その他	14.9%	ベトナム	13.1%	インドネシア	3.7%	カンボジア	3.4%	バングラデシュ	3.7%	イタリア	2.5%	<p>繊維製品の輸入相手国 (2022年) 合計 約4兆6,349億円</p> <table border="1"> <tr><th>国</th><th>割合</th></tr> <tr><td>中国</td><td>56.4%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>15.0%</td></tr> <tr><td>ベトナム</td><td>14.4%</td></tr> <tr><td>インドネシア</td><td>3.6%</td></tr> <tr><td>カンボジア</td><td>3.5%</td></tr> <tr><td>バングラデシュ</td><td>4.0%</td></tr> <tr><td>ミャンマー</td><td>3.1%</td></tr> </table> <p>(日本繊維輸入組合「繊維製品・主要国別 輸入の推移 (2013年~2022年)」より作成)</p>	国	割合	中国	56.4%	その他	15.0%	ベトナム	14.4%	インドネシア	3.6%	カンボジア	3.5%	バングラデシュ	4.0%	ミャンマー	3.1%
国	割合																																		
中国	58.7%																																		
その他	14.9%																																		
ベトナム	13.1%																																		
インドネシア	3.7%																																		
カンボジア	3.4%																																		
バングラデシュ	3.7%																																		
イタリア	2.5%																																		
国	割合																																		
中国	56.4%																																		
その他	15.0%																																		
ベトナム	14.4%																																		
インドネシア	3.6%																																		
カンボジア	3.5%																																		
バングラデシュ	4.0%																																		
ミャンマー	3.1%																																		







訂正箇所		令和 5 年度教科書 (旧)	令和 6 年度教科書 (新)
ページ	行		

77 表 15

**表15** 6つの基礎食品群, 3色食品群, 4つの食品群の特徴

6つの基礎食品群	1群	2群	3群	4群	5群	6群
	魚・肉・卵・豆・豆製品	牛乳・乳製品・小魚・海藻	緑黄色野菜	その他の野菜・果物	穀類・いも類・砂糖	油脂
	血や肉をつくる	骨, 歯をつくる・体の各機能を調節	皮膚や粘膜の保護・体の各機能を調節	体の各機能を調節	エネルギー源となる	エネルギー源となる
3色食品群	赤群		緑群		黄群	
	魚・肉・豆類・乳・卵		緑黄色野菜・淡色野菜・海藻・きのこ		穀物・砂糖・いも類・油脂	
	血や肉をつくる		体の調子をよくする		力や体温となる	
4つの食品群	第1群	第2群	第3群		第4群	
	乳・乳製品・卵	魚介・肉・豆・豆製品	緑黄色野菜・淡色野菜・いも・果物		穀類・油脂・砂糖	
	栄養を完全にする	血や肉をつくる	体の調子をよくする		力や体温となる	

※きのこは、6つの基礎食品群では4群に、4つの食品群では第3群になる。海藻は、4つの食品群では第3群になる。小魚は、3色食品群では赤群に、4つの食品群では第2群に入る。3色食品群の海藻は、この表では「緑群」に分類しているが、「赤群」に分類されることもある。

小学校や中学校でも食品群を学習したね。食品群の分類っていろいろあるんだね。



4つの食品群は、どんな時に使うのかな？

**表15** 6つの基礎食品群, 3色食品群, 4つの食品群の特徴

6つの基礎食品群	1群	2群	3群	4群	5群	6群
	魚・肉・卵・豆・豆製品	牛乳・乳製品・骨ごと食べる魚・海藻	緑黄色野菜	その他の野菜・果物・きのこ	穀類・いも・砂糖	油脂・種実
	血や肉をつくる	骨, 歯をつくる・体の各機能を調節	皮膚や粘膜の保護・体の各機能を調節	体の各機能を調節	エネルギー源となる	エネルギー源となる
3色食品群	赤群		緑群		黄群	
	魚・肉・豆類・乳・卵		緑黄色野菜・淡色野菜・海藻・きのこ		穀物・砂糖・いも類・油脂	
	血や肉をつくる		体の調子をよくする		力や体温となる	
4つの食品群	第1群	第2群	第3群		第4群	
	乳・乳製品・卵	魚介・肉・豆・豆製品	緑黄色野菜・淡色野菜・いも・果物		穀類・油脂・砂糖	
	栄養を完全にする	血や肉をつくる	体の調子をよくする		力や体温となる	

※きのこは、6つの基礎食品群では4群に、4つの食品群では第3群になる。海藻は、4つの食品群では第3群になる。骨ごと食べる魚は、3色食品群では赤群に、4つの食品群では第2群に入る。3色食品群の海藻は、この表では「緑群」に分類しているが、「赤群」に分類されることもある。

小学校や中学校でも食品群を学習したね。食品群の分類っていろいろあるんだね。



4つの食品群は、どんな時に使うのかな？

訂正箇所		令和5年度教科書(旧)	令和6年度教科書(新)
ページ	行		

80 表 18

表18 6つの基礎食品群別摂取量のめやすと、食塩の食事摂取基準(目標量)(1人1日当たりの重量=g)

年齢区分	1群		2群		3群		4群		5群		6群		食塩	
	魚、肉、卵、豆・豆製品		牛乳、乳製品、小魚、海藻		緑黄色野菜		その他の野菜、果物		穀類、いも類、砂糖		油脂		食事摂取基準(目標量)	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
6～7歳	200	200	250	250	90	90	220	220	450	450	15	15	4.5未満	4.5未満

表18 6つの基礎食品群と食品群別摂取量のめやすと、食塩の食事摂取基準(目標量)(1人1日当たりの重量=g)

年齢区分	1群		2群		3群		4群		5群		6群		食塩	
	魚、肉、卵、豆・豆製品		牛乳・乳製品、骨ごと食べる魚、海藻		緑黄色野菜		その他の野菜、果物、きのこ		穀類、いも、砂糖		油脂、種実		食事摂取基準(目標量)	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
6～7歳	200	200	250	250	90	90	220	220	450	450	15	15	4.5未満	4.5未満

81 チャレンジ

●みゆきさんの食事を「6つの基礎食品群別摂取量のめやす」と比較してみると…?

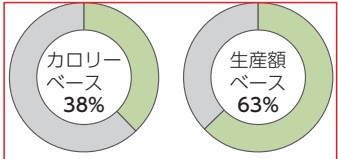
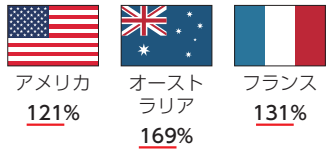
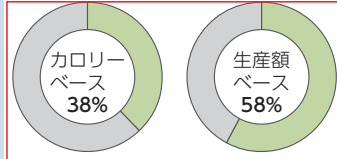
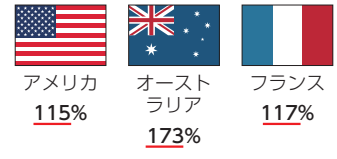
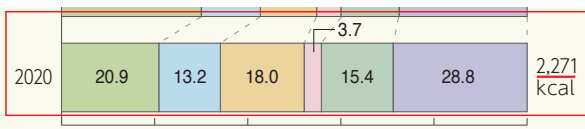
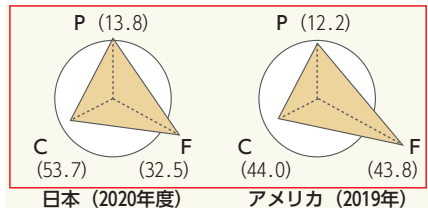

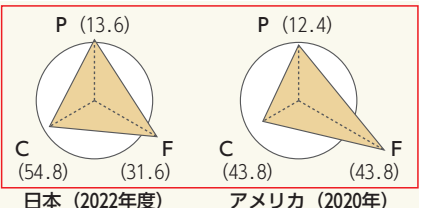
(単位:g)

献立	食品	重量	1群	2群	3群	4群	5群	6群	その他	食塩相当量
			魚・肉・卵・豆・豆製品	牛乳・乳製品・小魚・海藻	緑黄色野菜	その他の野菜・果物	穀類・いも類・砂糖	油脂		
	食パン	120					120			1.4

●みゆきさんの食事を「食品群別摂取量のめやす」と比較してみると…?

(単位:g)

献立	食品	重量	1群	2群	3群	4群	5群	6群	その他	食塩相当量
			魚・肉・卵・豆・豆製品	牛乳・乳製品・骨ごと食べる魚・海藻	緑黄色野菜	その他の野菜・果物・きのこ	穀類・いも・砂糖	油脂・種実		
	食パン	120					120			1.4

訂正箇所		令和5年度教科書(旧)	令和6年度教科書(新)
ページ	行		
74	6	<p>②<sup>V</sup> ロウイルス) によるものが多い。</p>	<p>②<sup>V</sup> ロウイルス), <u>寄生虫(特にアニサキス)</u> によるものが多い。</p>
106	グローバル	<p>●日本の総合食料自給率 (令和3年度, 概算)</p>  <p>●各国の食料自給率 (2019年) (カロリーベース)</p>  <p>(農林水産省「食料需給表」より)</p>	<p>●日本の総合食料自給率 (令和4年度, 概算)</p>  <p>●各国の食料自給率 (2020年) (カロリーベース)</p>  <p>(農林水産省「食料需給表」より)</p>
107	図 22	  <p>日本 (2020年度)      アメリカ (2019年)</p>	  <p>日本 (2022年度)      アメリカ (2020年)</p>

訂正箇所		令和 5 年度教科書 (旧)	令和 6 年度教科書 (新)
ページ	行		

108	図 24
-----	------

図 24 食品廃棄物の内訳

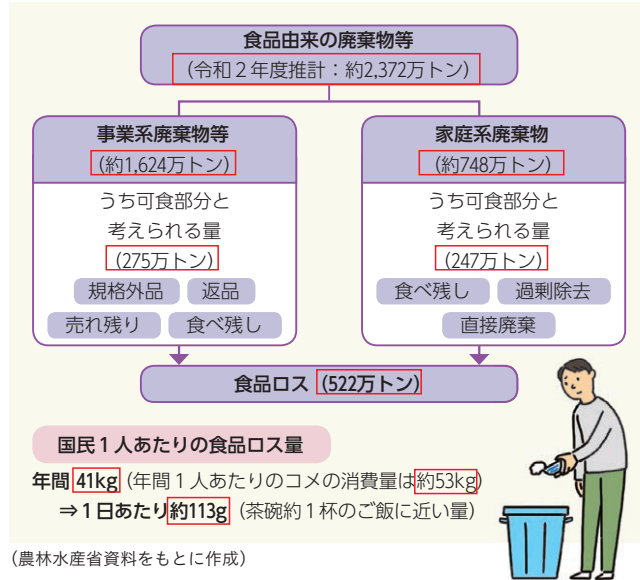
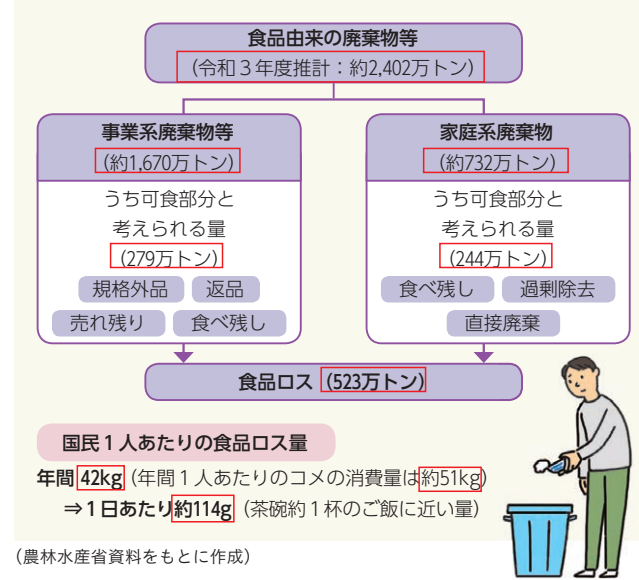
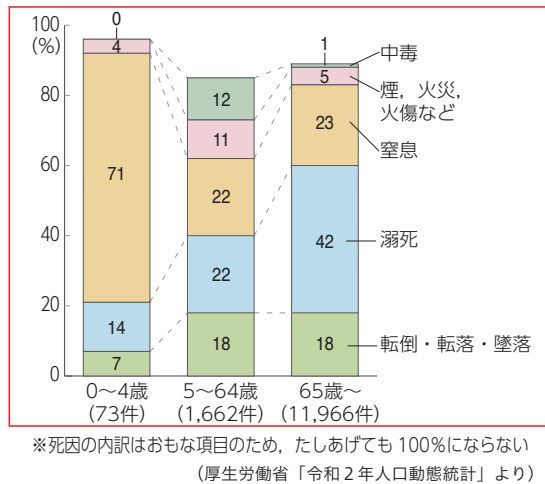


図 24 食品廃棄物の内訳

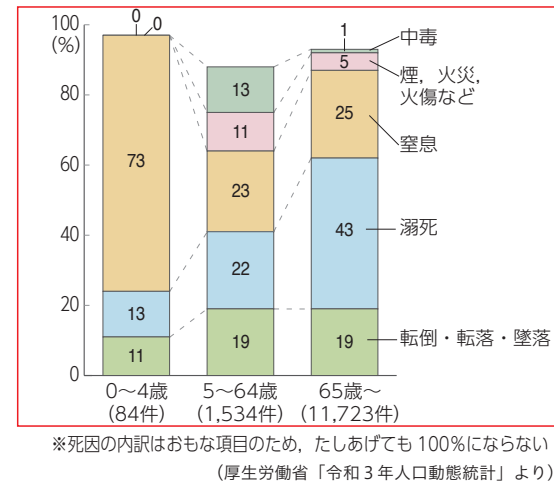


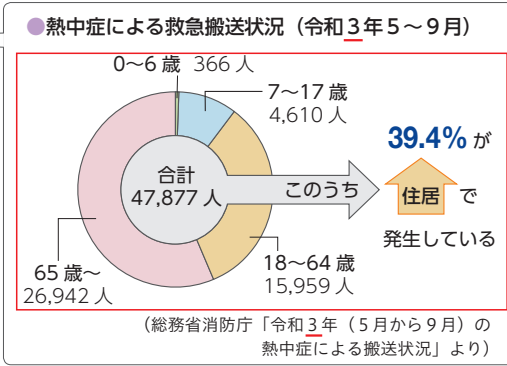
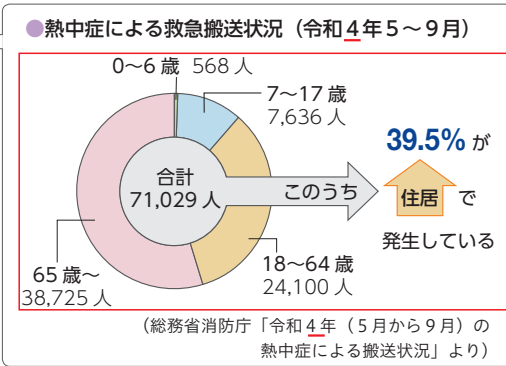
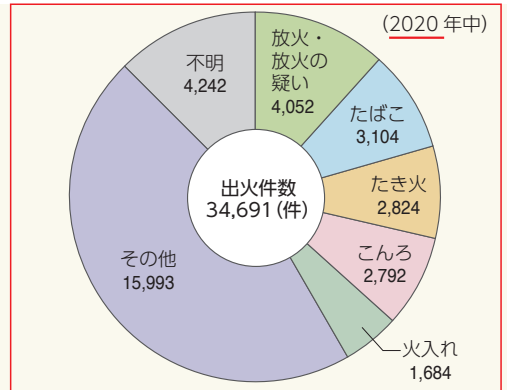
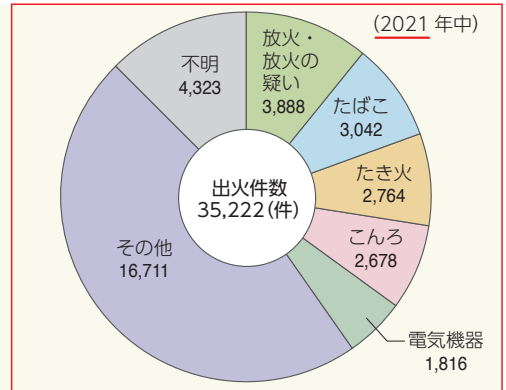
121	注 3
-----	-----

③ 交通事故による年間死者数：3,718人  
家庭内の不慮の事故による年間死者数：13,708人  
⇒ おもな原因別割合 (下グラフ)



③ 交通事故による年間死者数：3,536人  
家庭内の不慮の事故による年間死者数：13,352人  
⇒ おもな原因別割合 (下グラフ)



訂正箇所		令和 5 年度教科書 (旧)	令和 6 年度教科書 (新)
ページ	行		
121	図 10	<p>●熱中症による救急搬送状況 (令和 3 年 5～9 月)</p>  <p>合計 47,877 人 このうち 39.4% が住居で発生している</p> <p>(総務省消防庁「令和 3 年 (5 月から 9 月) の熱中症による搬送状況」より)</p>	<p>●熱中症による救急搬送状況 (令和 4 年 5～9 月)</p>  <p>合計 71,029 人 このうち 39.5% が住居で発生している</p> <p>(総務省消防庁「令和 4 年 (5 月から 9 月) の熱中症による搬送状況」より)</p>
122	図 11	<p>図11 おもな出火原因 (2020 年中)</p>  <p>出火件数 34,691 (件)</p> <p>(消防庁「消防白書」令和 3 年より)</p>	<p>図11 おもな出火原因 (2021 年中)</p>  <p>出火件数 35,222 (件)</p> <p>(消防庁「消防白書」令和 4 年より)</p>

訂正箇所		令和 5 年度教科書 (旧)	令和 6 年度教科書 (新)
ページ	行		
140	チャレンジ	<p>0歳 (58人) 72.4% 10.3 5.2 8.7                  1～4歳 (57人) 36.8 35.1 14.0 3.5 10.6</p> <p>(厚生労働省「令和 2 年 人口動態統計」より)</p>	<p>0歳 (61人) 91.8% 4.9                  1～4歳 (50人) 22.0 24.0 26.0 18.0 10.0</p> <p>(厚生労働省「令和 3 年 人口動態統計」より)</p>

152	図 23	<p><b>図23 児童相談所における児童虐待相談対応件数と内訳</b></p> <p>※2010年は東日本大震災の影響により、福島県を除いた数値。</p> <p><b>内訳と虐待の種類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>身体的虐待</b>：殴る、蹴る、髪の毛を引っばるなど、身体的な暴力を加えること</li> <li>● <b>心理的虐待</b>：怒鳴る、暴言を浴びせるなどして、子どものこころを傷つけること</li> <li>● <b>ネグレクト</b>：食事を与えない、長時間の放置などの育児放棄や怠慢のこと</li> <li>● <b>性的虐待</b>：子どもにわいせつな行為をすること、またはさせること</li> </ul> <p>(厚生労働省「福祉行政報告例」より)</p>	<p><b>図23 児童相談所における児童虐待相談対応件数と内訳</b></p> <p>※2010年は東日本大震災の影響により、福島県を除いた数値。</p> <p><b>内訳と虐待の種類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>身体的虐待</b>：殴る、蹴る、髪の毛を引っばるなど、身体的な暴力を加えること</li> <li>● <b>心理的虐待</b>：怒鳴る、暴言を浴びせるなどして、子どものこころを傷つけること</li> <li>● <b>ネグレクト</b>：食事を与えない、長時間の放置などの育児放棄や怠慢のこと</li> <li>● <b>性的虐待</b>：子どもにわいせつな行為をすること、またはさせること</li> </ul> <p>(厚生労働省「福祉行政報告例」より)</p>
-----	------	--	--

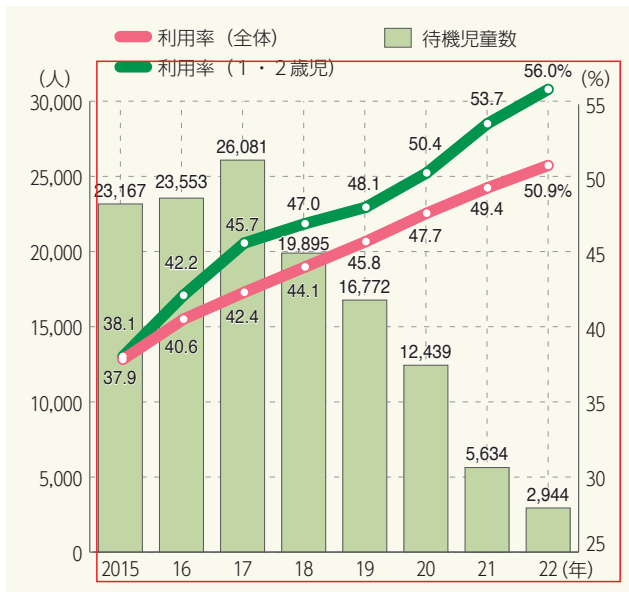
訂正箇所	
ページ	行

令和 5 年度教科書 (旧)

令和 6 年度教科書 (新)

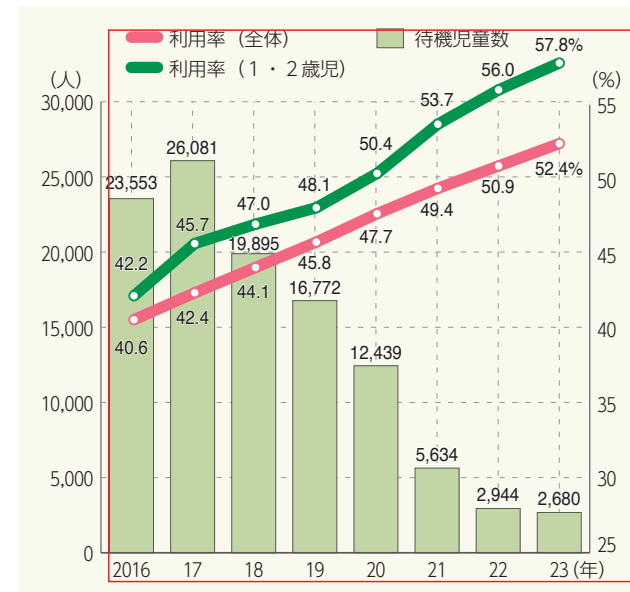
153 図 24

図24 保育所等の利用率と待機児童数



(厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ (令和4年4月1日)」より)

図24 保育所等の利用率と待機児童数



(こども家庭庁「保育所等関連状況取りまとめ (令和5年4月1日)」より)

訂正箇所		令和 5 年度教科書 (旧)	令和 6 年度教科書 (新)																																																				
ページ	行																																																						
153	図 26	<p><b>図26 夫婦が理想の子ども数を持たない理由</b> (複数回答)</p> <table border="1"> <caption>図26 夫婦が理想の子ども数を持たない理由 (2015年)</caption> <thead> <tr> <th>理由</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>子育てや教育にお金がかかりすぎるから</td><td>56.3</td></tr> <tr><td>高年齢で生むのはいやだから</td><td>39.8</td></tr> <tr><td>欲しいけれどもできないから</td><td>23.5</td></tr> <tr><td>これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから</td><td>17.6</td></tr> <tr><td>健康上の理由から</td><td>16.4</td></tr> <tr><td>自分の仕事(勤めや家業)に差し支えるから</td><td>15.2</td></tr> <tr><td>家が狭いから</td><td>11.3</td></tr> <tr><td>夫の家事・育児への協力が得られないから</td><td>10.0</td></tr> <tr><td>夫が望まないから</td><td>8.1</td></tr> <tr><td>一番末の子が夫の定年退職までに成人してほしいから</td><td>7.3</td></tr> <tr><td>子どもがのびのび育つ社会環境ではないから</td><td>6.0</td></tr> <tr><td>自分や夫婦の生活を大切にしたいから</td><td>5.9</td></tr> </tbody> </table> <p>対象は予定子ども数が理想子ども数を下回る初婚どうしの夫婦。 (国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(2015年)」より)</p>	理由	割合 (%)	子育てや教育にお金がかかりすぎるから	56.3	高年齢で生むのはいやだから	39.8	欲しいけれどもできないから	23.5	これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから	17.6	健康上の理由から	16.4	自分の仕事(勤めや家業)に差し支えるから	15.2	家が狭いから	11.3	夫の家事・育児への協力が得られないから	10.0	夫が望まないから	8.1	一番末の子が夫の定年退職までに成人してほしいから	7.3	子どもがのびのび育つ社会環境ではないから	6.0	自分や夫婦の生活を大切にしたいから	5.9	<p><b>図26 夫婦が理想の子ども数を持たない理由</b> (複数回答)</p> <table border="1"> <caption>図26 夫婦が理想の子ども数を持たない理由 (2021年)</caption> <thead> <tr> <th>理由</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>子育てや教育にお金がかかりすぎるから</td><td>52.6</td></tr> <tr><td>高年齢で生むのはいやだから</td><td>40.4</td></tr> <tr><td>ほしいけれどもできないから</td><td>23.9</td></tr> <tr><td>これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから</td><td>23.0</td></tr> <tr><td>健康上の理由から</td><td>17.4</td></tr> <tr><td>自分の仕事(勤めや家業)に差し支えるから</td><td>15.8</td></tr> <tr><td>夫の家事・育児への協力が得られないから</td><td>11.5</td></tr> <tr><td>家が狭いから</td><td>9.4</td></tr> <tr><td>夫が望まないから</td><td>8.9</td></tr> <tr><td>自分や夫婦の生活を大切にしたいから</td><td>8.2</td></tr> <tr><td>末子が夫の定年退職までに成人してほしいから</td><td>6.7</td></tr> <tr><td>子どもがのびのび育つ環境ではないから</td><td>5.0</td></tr> </tbody> </table> <p>対象は予定子ども数が理想子ども数を下回る初婚どうしの夫婦。 (国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(2021年)」より)</p>	理由	割合 (%)	子育てや教育にお金がかかりすぎるから	52.6	高年齢で生むのはいやだから	40.4	ほしいけれどもできないから	23.9	これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから	23.0	健康上の理由から	17.4	自分の仕事(勤めや家業)に差し支えるから	15.8	夫の家事・育児への協力が得られないから	11.5	家が狭いから	9.4	夫が望まないから	8.9	自分や夫婦の生活を大切にしたいから	8.2	末子が夫の定年退職までに成人してほしいから	6.7	子どもがのびのび育つ環境ではないから	5.0
理由	割合 (%)																																																						
子育てや教育にお金がかかりすぎるから	56.3																																																						
高年齢で生むのはいやだから	39.8																																																						
欲しいけれどもできないから	23.5																																																						
これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから	17.6																																																						
健康上の理由から	16.4																																																						
自分の仕事(勤めや家業)に差し支えるから	15.2																																																						
家が狭いから	11.3																																																						
夫の家事・育児への協力が得られないから	10.0																																																						
夫が望まないから	8.1																																																						
一番末の子が夫の定年退職までに成人してほしいから	7.3																																																						
子どもがのびのび育つ社会環境ではないから	6.0																																																						
自分や夫婦の生活を大切にしたいから	5.9																																																						
理由	割合 (%)																																																						
子育てや教育にお金がかかりすぎるから	52.6																																																						
高年齢で生むのはいやだから	40.4																																																						
ほしいけれどもできないから	23.9																																																						
これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから	23.0																																																						
健康上の理由から	17.4																																																						
自分の仕事(勤めや家業)に差し支えるから	15.8																																																						
夫の家事・育児への協力が得られないから	11.5																																																						
家が狭いから	9.4																																																						
夫が望まないから	8.9																																																						
自分や夫婦の生活を大切にしたいから	8.2																																																						
末子が夫の定年退職までに成人してほしいから	6.7																																																						
子どもがのびのび育つ環境ではないから	5.0																																																						
153	9 - 10	<p>厚生労働省の調査によると、2018年の「子どもの貧困率」(17歳以下)は<u>14.0%</u>となっている。<sup>②</sup>2014年1月には子どもの貧困</p>	<p>厚生労働省の調査によると、2021年の「子どもの貧困率」(17歳以下)は<u>11.5%</u>となっている。<sup>②</sup>2014年1月には子どもの貧困</p>																																																				
153	側注 2	<p><sup>②</sup> 厚生労働省「<u>2019年国民生活基礎調査</u>」による。</p>	<p><sup>②</sup> 厚生労働省「<u>令和4年国民生活基礎調査</u>」による。</p>																																																				



訂正箇所		令和 5 年度教科書 (旧)	令和 6 年度教科書 (新)																																										
ページ	行																																												
154	表 3	<p><b>表 3</b> 幼稚園, 認定こども園, 保育所, 地域型保育事業の比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>幼稚園</th> <th>認定こども園</th> <th>保育所</th> <th>地域型保育事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所管</td> <td>文部科学省</td> <td>内閣府, 文部科学省, 厚生労働省</td> <td>厚生労働省</td> <td>厚生労働省</td> </tr> </tbody> </table>		幼稚園	認定こども園	保育所	地域型保育事業	所管	文部科学省	内閣府, 文部科学省, 厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省	<p><b>表 3</b> 幼稚園, 認定こども園, 保育所, 地域型保育事業の比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>幼稚園</th> <th>認定こども園</th> <th>保育所</th> <th>地域型保育事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所管</td> <td>文部科学省</td> <td>こども家庭庁 文部科学省</td> <td>こども家庭庁</td> <td>こども家庭庁</td> </tr> </tbody> </table>		幼稚園	認定こども園	保育所	地域型保育事業	所管	文部科学省	こども家庭庁 文部科学省	こども家庭庁	こども家庭庁																						
	幼稚園	認定こども園	保育所	地域型保育事業																																									
所管	文部科学省	内閣府, 文部科学省, 厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省																																									
	幼稚園	認定こども園	保育所	地域型保育事業																																									
所管	文部科学省	こども家庭庁 文部科学省	こども家庭庁	こども家庭庁																																									
155	チャレンジ	<p><b>Challenge</b>   チャレンジ</p> <p><b>考えてみよう</b></p> <p>男性と女性で, 育児休業取得率が大きく異なるのはなぜだろうか。</p> <p><b>育児休業取得率 (令和 3 年度)</b></p> <p>男性: <b>13.97%</b> 女性: <b>85.1%</b></p> <p>(厚生労働省「令和 3 年度雇用均等基本調査」より)</p>	<p><b>Challenge</b>   チャレンジ</p> <p><b>考えてみよう</b></p> <p>男性と女性で, 育児休業取得率が大きく異なるのはなぜだろうか。</p> <p><b>育児休業取得率 (令和 4 年度)</b></p> <p>男性: <b>17.13%</b> 女性: <b>80.2%</b></p> <p>(厚生労働省「令和 4 年度雇用均等基本調査」より)</p>																																										
157	グローバル	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新生児死亡率 (2019年)</th> <th>5歳未満児死亡率 (2019年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パキスタン</td> <td>41</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>ナイジェリア</td> <td>36</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>メキシコ</td> <td>9</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>4</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ユニセフ「世界子供白書2021」より)</p>		新生児死亡率 (2019年)	5歳未満児死亡率 (2019年)	パキスタン	41	67	ナイジェリア	36	117	メキシコ	9	14	アメリカ	4	6	イギリス	3	4	日本	1	2	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新生児死亡率 (2021年)</th> <th>5歳未満児死亡率 (2021年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パキスタン</td> <td>39</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>ナイジェリア</td> <td>35</td> <td>111</td> </tr> <tr> <td>メキシコ</td> <td>8</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ユニセフ「世界子供白書2023」より)</p>		新生児死亡率 (2021年)	5歳未満児死亡率 (2021年)	パキスタン	39	63	ナイジェリア	35	111	メキシコ	8	13	アメリカ	3	6	イギリス	3	4	日本	1	2
	新生児死亡率 (2019年)	5歳未満児死亡率 (2019年)																																											
パキスタン	41	67																																											
ナイジェリア	36	117																																											
メキシコ	9	14																																											
アメリカ	4	6																																											
イギリス	3	4																																											
日本	1	2																																											
	新生児死亡率 (2021年)	5歳未満児死亡率 (2021年)																																											
パキスタン	39	63																																											
ナイジェリア	35	111																																											
メキシコ	8	13																																											
アメリカ	3	6																																											
イギリス	3	4																																											
日本	1	2																																											

訂正箇所		令和 5 年度教科書 (旧)	令和 6 年度教科書 (新)
ページ	行		
157	3 — 13	<p>5 タートした。これは、2012年8月に制定された子ども・子育て 関連3法に基づく制度のことである。0歳～5歳までのすべて の子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども ・子育て支援の質・量の拡充を図っている。</p> <p>この制度のポイントは、地域の実情に応じて認定こども園や 地域型保育事業ができ、保育の場が増えたこと、子育て支援の 政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして、 10 子ども・子育て会議を設置したことなどがあげられる。また、 2019年10月からは3～5歳児クラスの幼稚園、保育所、認定こ ども園などの利用料が無償になった。</p> <p>これからは、社会全体で育児をする体制を整えていく必要が ある。自分に子どもがいてもいなくても、だれもが子育てに無 15 責任にならず、それぞれの立場から子どもにかかわっていくこ とで、子どもも大人も住みやすい世の中を実現していこう。</p>	<p>タートした。この制度は、2012年8月に制定された子ども・子 育て関連3法に基づくもので、0歳～5歳までのすべての子ども ・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子 育て支援の質・量の拡充を図っている。また、2019年10月から は3～5歳児クラスの幼稚園、保育所、認定こども園などの利 用料が無償になった。さらに、2023年4月には「こどもまんな か社会」の実現<sup>⑤</sup>に向け、国の子ども政策の司令塔となる<b>こども 家庭庁</b>が発足し、子ども施策の基本理念や規定などを定めた<b>こ ども基本法</b>が施行された。すべての子どもが将来にわたり幸福 な生活を送ることができる社会の実現を目指している。</p> <p>今後も、社会全体で子育てをする体制をさらに整えていく必 要がある。自分に子どもがいてもいなくても、だれもが子育て に無責任にならず、それぞれの立場から子どもにかかわってい くことで、子どもも大人も住みやすい世の中を実現していこう。</p> <p><b>側注</b></p> <p>⑤ 常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関す る取り組み・政策を社会の真ん中に据えること。</p>

訂正箇所		令和 5 年度教科書 (旧)	令和 6 年度教科書 (新)																														
ページ	行																																
160	グローバル	<div data-bbox="331 256 1093 1002"> <p><b>グローバル GLOBAL</b></p> <p><b>日本の平均寿命の変化と国際比較</b></p> <p>●日本の平均寿命の変化 1955年 (※沖縄県を除く) → 2021年</p> <p>男 63.60歳 → 81.47歳 女 67.75歳 → 87.57歳</p> <p>●平均寿命の国際比較 (上位国)</p> <table border="1"> <tr><td>1</td><td>82.97 歳</td><td>香港</td></tr> <tr><td>2</td><td>81.60 歳</td><td>スイス</td></tr> <tr><td>3</td><td>81.59 歳</td><td>ノルウェー</td></tr> <tr><td>4</td><td>81.47 歳</td><td>日本</td></tr> <tr><td>5</td><td>81.21 歳</td><td>スウェーデン</td></tr> </table> <p>※平均寿命の諸外国との比較は、国により作成基礎期間が異なるので厳密な比較は困難である。上記の平均寿命は厚生労働省「令和 3 年簡易生命表」による。作成基礎期間は 2020~2021 年。</p> </div>	1	82.97 歳	香港	2	81.60 歳	スイス	3	81.59 歳	ノルウェー	4	81.47 歳	日本	5	81.21 歳	スウェーデン	<div data-bbox="1294 256 2063 1002"> <p><b>グローバル GLOBAL</b></p> <p><b>日本の平均寿命の変化と国際比較</b></p> <p>●日本の平均寿命の変化 1955年 (※沖縄県を除く) → 2022年</p> <p>男 63.60歳 → 81.05歳 女 67.75歳 → 87.09歳</p> <p>●平均寿命の国際比較 (上位国)</p> <table border="1"> <tr><td>1</td><td>81.60 歳</td><td>スイス</td></tr> <tr><td>2</td><td>81.34 歳</td><td>スウェーデン</td></tr> <tr><td>3</td><td>81.30 歳</td><td>オーストラリア</td></tr> <tr><td>4</td><td>81.27 歳</td><td>香港</td></tr> <tr><td>5</td><td>81.05 歳</td><td>日本</td></tr> </table> <p>※平均寿命の諸外国との比較は、国により作成基礎期間が異なるので厳密な比較は困難である。上記の平均寿命は厚生労働省「令和 4 年簡易生命表」による。作成基礎期間は 2019~2022 年。</p> </div>	1	81.60 歳	スイス	2	81.34 歳	スウェーデン	3	81.30 歳	オーストラリア	4	81.27 歳	香港	5	81.05 歳	日本
1	82.97 歳	香港																															
2	81.60 歳	スイス																															
3	81.59 歳	ノルウェー																															
4	81.47 歳	日本																															
5	81.21 歳	スウェーデン																															
1	81.60 歳	スイス																															
2	81.34 歳	スウェーデン																															
3	81.30 歳	オーストラリア																															
4	81.27 歳	香港																															
5	81.05 歳	日本																															
161	注 3 出典	<div data-bbox="409 1145 929 1204"> <p>③ 内閣府「令和 3 年度高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査結果」による。</p> </div>	<div data-bbox="1422 1145 1942 1204"> <p>③ 内閣府「令和 4 年高齢者の健康に関する調査結果」による。</p> </div>																														
161	注 3 図	<div data-bbox="409 1204 929 1492"> <p>※調査対象：全国の 60 歳以上の男女</p> <p>現在の健康状態 (%)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>よくない, あまりよくない: 26.2%</li> <li>よい, まあよい: 33.1%</li> <li>普通: 40.3%</li> <li>不明・無回答: 0.3%</li> </ul> </div>	<div data-bbox="1422 1204 1942 1492"> <p>※調査対象：全国の 65 歳以上の男女</p> <p>現在の健康状態 (%)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>よくない, あまりよくない: 24.6%</li> <li>よい, まあよい: 30.9%</li> <li>普通: 41.7%</li> <li>不明・無回答: 2.7%</li> </ul> </div>																														

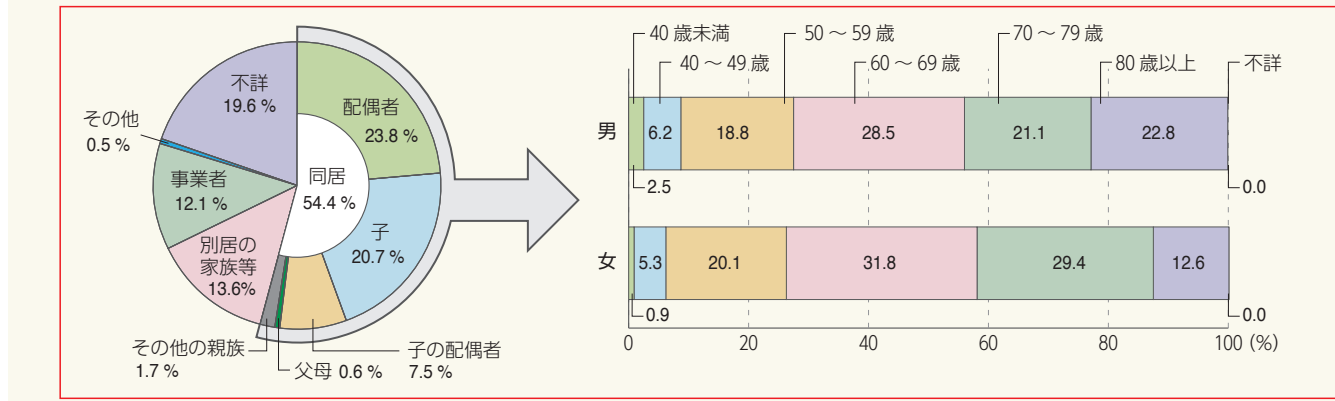
訂正箇所		令和 5 年度教科書 (旧)	令和 6 年度教科書 (新)
ページ	行		
162	2 - 4	日本の総人口は、2021年10月1日現在、1億2,550万人である <sup>①</sup> 。そのうち65歳以上人口は3,621万人で、総人口に占める割合(高齢化率 <sup>②</sup> )は28.9%である。つまり、約3人に1人は65歳以上と	日本の総人口は、2022年10月1日現在、1億2,495万人である <sup>①</sup> 。そのうち65歳以上人口は3,624万人で、総人口に占める割合(高齢化率 <sup>②</sup> )は29.0%である。つまり、約3人に1人は65歳以上と
162	14	いを感じていると答えた人の割合は7割以上であった <sup>③</sup> 。	いを感じていると答えた人の割合はおよそ8割であった <sup>③</sup> 。
162	注 1	<sup>①</sup> 内閣府「令和 4 年版高齢社会白書」より。	<sup>①</sup> 内閣府「令和 5 年版高齢社会白書」より。
162	注 3 図	<p>生活の総合満足度 (%)</p> <p>※調査対象：60歳以上の男女</p>	<p>日常生活全般の満足度 (%)</p> <p>※調査対象：65歳以上の男女</p>
162	注 3 出典	<p>現在の生きがいを感じる割合 (%)</p> <p>※調査対象：60歳以上の男女</p>	<p>現在感じている生きがいの程度 (%)</p> <p>※調査対象：65歳以上の男女</p>
		(内閣府「令和 2 年度 第 9 回高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」「令和 3 年度高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査結果」より)	(内閣府「令和 4 年高齢者の健康に関する調査結果」より)

訂正箇所		令和 5 年度教科書 (旧)	令和 6 年度教科書 (新)																								
ページ	行																										
162	図 3	<p><b>図 3 高齢者のいる世帯数, 構成割合</b></p> <table border="1"> <caption>令和 5 年度教科書 (旧) 図 3 高齢者のいる世帯数, 構成割合</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>世帯数 (千世帯)</th> <th>高齢者のいる世帯の割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1980</td> <td>24,000</td> <td>24.0</td> </tr> <tr> <td>2000</td> <td>34,400</td> <td>34.4</td> </tr> <tr> <td>2019</td> <td>25,584</td> <td>49.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(内閣府「令和 3 年版高齢社会白書」より)</p>	年	世帯数 (千世帯)	高齢者のいる世帯の割合 (%)	1980	24,000	24.0	2000	34,400	34.4	2019	25,584	49.4	<p><b>図 3 高齢者のいる世帯数, 構成割合</b></p> <table border="1"> <caption>令和 6 年度教科書 (新) 図 3 高齢者のいる世帯数, 構成割合</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>世帯数 (千世帯)</th> <th>高齢者のいる世帯の割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1980</td> <td>24,000</td> <td>24.0</td> </tr> <tr> <td>2000</td> <td>34,400</td> <td>34.4</td> </tr> <tr> <td>2021</td> <td>25,809</td> <td>49.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(内閣府「令和 5 年版高齢社会白書」より)</p>	年	世帯数 (千世帯)	高齢者のいる世帯の割合 (%)	1980	24,000	24.0	2000	34,400	34.4	2021	25,809	49.7
年	世帯数 (千世帯)	高齢者のいる世帯の割合 (%)																									
1980	24,000	24.0																									
2000	34,400	34.4																									
2019	25,584	49.4																									
年	世帯数 (千世帯)	高齢者のいる世帯の割合 (%)																									
1980	24,000	24.0																									
2000	34,400	34.4																									
2021	25,809	49.7																									

訂正箇所		令和 5 年度教科書 (旧)	令和 6 年度教科書 (新)
ページ	行		

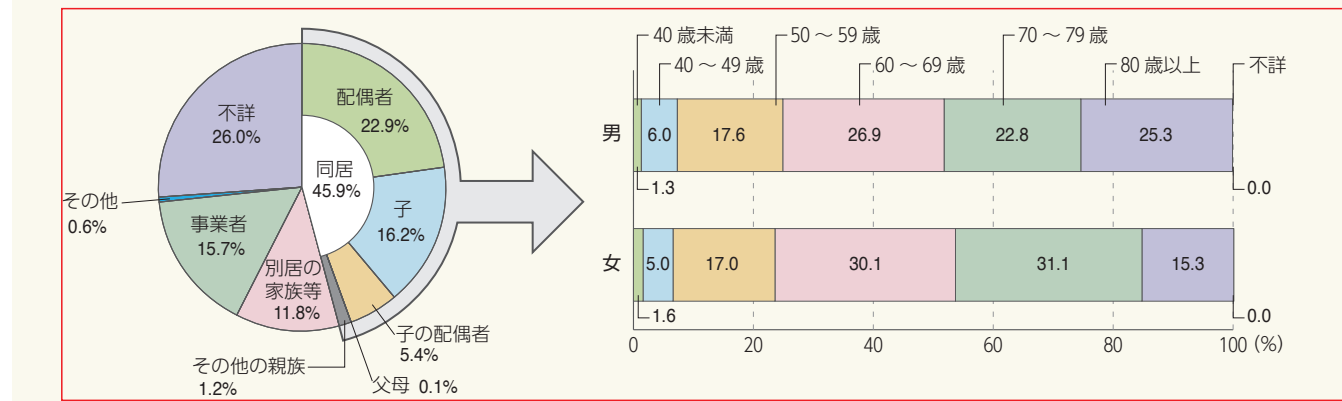
166 図 9

図9 要介護者等からみたおもな介護者の続柄、性別、年齢の構成割合



(厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査」より)

図9 要介護者等からみたおもな介護者の続柄、性別、年齢の構成割合



(厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」より)

訂正箇所		令和 5 年度教科書 (旧)	令和 6 年度教科書 (新)																																				
ページ	行																																						
169	図 13	<p>●高齢者世帯と全世帯の平均所得金額</p> <p>(万円)</p> <table border="1"> <tr><th>世帯タイプ</th><th>平均所得金額 (万円)</th></tr> <tr><td>高齢者世帯</td><td>332.9</td></tr> <tr><td>全世帯</td><td>564.3</td></tr> </table> <p>●高齢者世帯の所得の構成割合</p> <table border="1"> <tr><th>所得種別</th><th>割合 (%)</th></tr> <tr><td>公的年金・恩給</td><td>62.3%</td></tr> <tr><td>稼働所得</td><td>21.5%</td></tr> <tr><td>その他の所得</td><td>8.7%</td></tr> <tr><td>財産所得</td><td>6.9%</td></tr> <tr><td>年金以外の社会保障給付金</td><td>0.6%</td></tr> </table> <p>(内閣府「令和 3 年国民生活基礎調査」より)</p>	世帯タイプ	平均所得金額 (万円)	高齢者世帯	332.9	全世帯	564.3	所得種別	割合 (%)	公的年金・恩給	62.3%	稼働所得	21.5%	その他の所得	8.7%	財産所得	6.9%	年金以外の社会保障給付金	0.6%	<p>●高齢者世帯と全世帯の平均所得金額</p> <p>(万円)</p> <table border="1"> <tr><th>世帯タイプ</th><th>平均所得金額 (万円)</th></tr> <tr><td>高齢者世帯</td><td>318.3</td></tr> <tr><td>全世帯</td><td>545.7</td></tr> </table> <p>●高齢者世帯の所得の構成割合</p> <table border="1"> <tr><th>所得種別</th><th>割合 (%)</th></tr> <tr><td>公的年金・恩給</td><td>62.8%</td></tr> <tr><td>稼働所得</td><td>25.2%</td></tr> <tr><td>その他の所得</td><td>6.0%</td></tr> <tr><td>財産所得</td><td>5.4%</td></tr> <tr><td>年金以外の社会保障給付金</td><td>0.6%</td></tr> </table> <p>(内閣府「令和 4 年国民生活基礎調査」より)</p>	世帯タイプ	平均所得金額 (万円)	高齢者世帯	318.3	全世帯	545.7	所得種別	割合 (%)	公的年金・恩給	62.8%	稼働所得	25.2%	その他の所得	6.0%	財産所得	5.4%	年金以外の社会保障給付金	0.6%
世帯タイプ	平均所得金額 (万円)																																						
高齢者世帯	332.9																																						
全世帯	564.3																																						
所得種別	割合 (%)																																						
公的年金・恩給	62.3%																																						
稼働所得	21.5%																																						
その他の所得	8.7%																																						
財産所得	6.9%																																						
年金以外の社会保障給付金	0.6%																																						
世帯タイプ	平均所得金額 (万円)																																						
高齢者世帯	318.3																																						
全世帯	545.7																																						
所得種別	割合 (%)																																						
公的年金・恩給	62.8%																																						
稼働所得	25.2%																																						
その他の所得	6.0%																																						
財産所得	5.4%																																						
年金以外の社会保障給付金	0.6%																																						
170	注 2	<p>② 警察庁「令和 3 年における行方不明者の状況」によると、認知症またはその疑いによる行方不明者は 1 年間で <u>17,636</u> 人</p>	<p>② 警察庁「令和 4 年における行方不明者の状況」によると、認知症またはその疑いによる行方不明者は 1 年間で <u>18,709</u> 人</p>																																				

訂正箇所		令和 5 年度教科書 (旧)	令和 6 年度教科書 (新)
ページ	行		
171	コラム	<p>すれば、だれでもなることができる。認知症サポーターにはその証である<u>ブレスレット (オレンジリング)</u>が渡される。</p> 	<p>すれば、だれでもなることができる。認知症サポーターにはその証である<u>認知症サポーターカードやブレスレット (オレンジリング) など</u>が渡される (<u>養成講座の実施主体者により異なる</u>)。</p> 
172	注 1	<p>① 介護保険制度における「要介護」または「要支援」の認定を受けた人の数の推移は以下の通り (内閣府「令和元年版, 令和 <u>4</u> 年版高齢社会白書」より)。</p> 	<p>① 介護保険制度における「要介護」または「要支援」の認定を受けた人の数の推移は以下の通り (内閣府「令和元年版, 令和 <u>5</u> 年版高齢社会白書」より)。</p> 
172	注 3	<p>③ 2019 (令和元) 年 6 月 18 日に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられ, 認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し, 「認知症バリアフリー」の取組を進めていくとともに, 「共生」の基盤のもとに, 通いの場の拡大など「予防」の取り組みを政府一丸となって進めていくこととなった。また, <u>同年 6 月 20 日には, 認知症基本法案が衆議院に提出された。</u></p>	<p>③ 2019 (令和元) 年 6 月 18 日に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられ, 認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し, 「認知症バリアフリー」の取組を進めていくとともに, 「共生」の基盤のもとに, 通いの場の拡大など「予防」の取り組みを政府一丸となって進めていくこととなった。また, <u>2023 年 6 月 14 日には, 共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立した。</u></p>

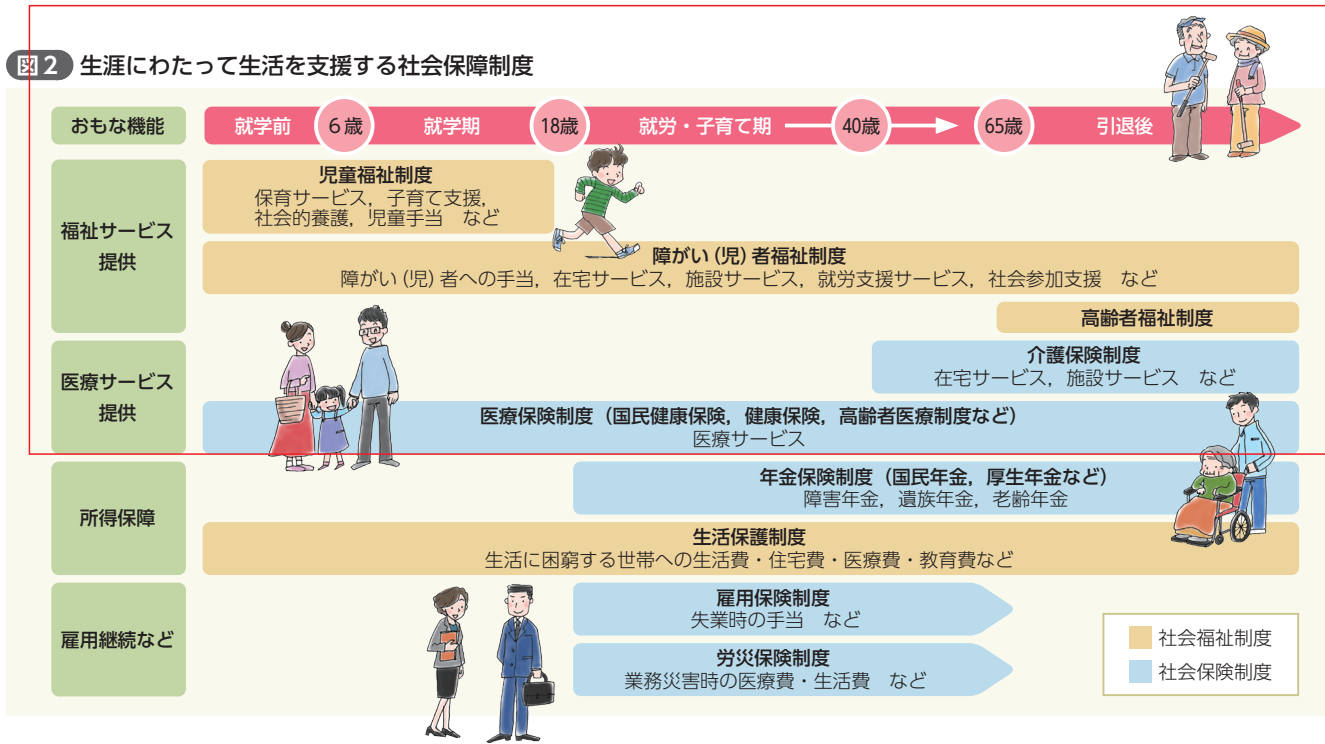


訂正箇所		令和5年度教科書(旧)	令和6年度教科書(新)																																								
ページ	行																																										
173	チャレンジ	<p>●運転者10万人あたりの交通事故件数</p> <table border="1"> <caption>令和5年度 運転者10万人あたりの交通事故件数</caption> <thead> <tr> <th>年齢層</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16～19歳</td> <td>1043.6</td> </tr> <tr> <td>65～69歳</td> <td>302.5</td> </tr> <tr> <td>70～74歳</td> <td>336.0</td> </tr> <tr> <td>75～79歳</td> <td>390.7</td> </tr> <tr> <td>80～84歳</td> <td>429.8</td> </tr> <tr> <td>85歳以上</td> <td>524.4</td> </tr> <tr> <td>全年齢層</td> <td>347.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※自動車, 自動二輪車, 原動機付自転車の運転者 (警察庁交通局「令和3年中の交通事故の発生状況」より)</p> <p>運転者10万人あたりの交通事故件数を見ると、高齢者の事故件数よりも、10代の事故件数の方が多い。</p>	年齢層	件数	16～19歳	1043.6	65～69歳	302.5	70～74歳	336.0	75～79歳	390.7	80～84歳	429.8	85歳以上	524.4	全年齢層	347.1	<p>●運転者10万人あたりの交通事故件数</p> <table border="1"> <caption>令和6年度 運転者10万人あたりの交通事故件数</caption> <thead> <tr> <th>年齢層</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16～19歳</td> <td>1039.2</td> </tr> <tr> <td>65～69歳</td> <td>299.1</td> </tr> <tr> <td>70～74歳</td> <td>341.0</td> </tr> <tr> <td>75～79歳</td> <td>372.1</td> </tr> <tr> <td>80～84歳</td> <td>423.4</td> </tr> <tr> <td>85歳以上</td> <td>498.4</td> </tr> <tr> <td>全年齢層</td> <td>340.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※自動車, 自動二輪車, 原動機付自転車の運転者 (警察庁交通局「令和4年中の交通事故の発生状況」より)</p> <p>運転者10万人あたりの交通事故件数を見ると、高齢者の事故件数よりも、10代の事故件数の方が多い。</p>	年齢層	件数	16～19歳	1039.2	65～69歳	299.1	70～74歳	341.0	75～79歳	372.1	80～84歳	423.4	85歳以上	498.4	全年齢層	340.3								
年齢層	件数																																										
16～19歳	1043.6																																										
65～69歳	302.5																																										
70～74歳	336.0																																										
75～79歳	390.7																																										
80～84歳	429.8																																										
85歳以上	524.4																																										
全年齢層	347.1																																										
年齢層	件数																																										
16～19歳	1039.2																																										
65～69歳	299.1																																										
70～74歳	341.0																																										
75～79歳	372.1																																										
80～84歳	423.4																																										
85歳以上	498.4																																										
全年齢層	340.3																																										
179	グローバル	<p>●国民負担率の内訳の国際比較 (2019年)</p> <table border="1"> <caption>2019年 国民負担率の内訳の国際比較</caption> <thead> <tr> <th>国</th> <th>租税負担率 (%)</th> <th>社会保障負担率 (%)</th> <th>合計 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>25.8</td> <td>18.6</td> <td>44.4</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>23.9</td> <td>8.5</td> <td>32.4</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>32.0</td> <td>22.9</td> <td>54.9</td> </tr> <tr> <td>スウェーデン</td> <td>51.3</td> <td>5.2</td> <td>56.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(日本は2019年度 財務省ホームページより)</p>	国	租税負担率 (%)	社会保障負担率 (%)	合計 (%)	日本	25.8	18.6	44.4	アメリカ	23.9	8.5	32.4	ドイツ	32.0	22.9	54.9	スウェーデン	51.3	5.2	56.4	<p>●国民負担率の内訳の国際比較 (2020年)</p> <table border="1"> <caption>2020年 国民負担率の内訳の国際比較</caption> <thead> <tr> <th>国</th> <th>租税負担率 (%)</th> <th>社会保障負担率 (%)</th> <th>合計 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>28.2</td> <td>19.8</td> <td>47.9</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>23.8</td> <td>8.5</td> <td>32.3</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>30.3</td> <td>23.7</td> <td>54.0</td> </tr> <tr> <td>スウェーデン</td> <td>49.5</td> <td>5.1</td> <td>54.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(日本は2020年度 財務省ホームページより)</p>	国	租税負担率 (%)	社会保障負担率 (%)	合計 (%)	日本	28.2	19.8	47.9	アメリカ	23.8	8.5	32.3	ドイツ	30.3	23.7	54.0	スウェーデン	49.5	5.1	54.5
国	租税負担率 (%)	社会保障負担率 (%)	合計 (%)																																								
日本	25.8	18.6	44.4																																								
アメリカ	23.9	8.5	32.4																																								
ドイツ	32.0	22.9	54.9																																								
スウェーデン	51.3	5.2	56.4																																								
国	租税負担率 (%)	社会保障負担率 (%)	合計 (%)																																								
日本	28.2	19.8	47.9																																								
アメリカ	23.8	8.5	32.3																																								
ドイツ	30.3	23.7	54.0																																								
スウェーデン	49.5	5.1	54.5																																								

訂正箇所	
ページ	行

令和 5 年度 教科書 (旧)

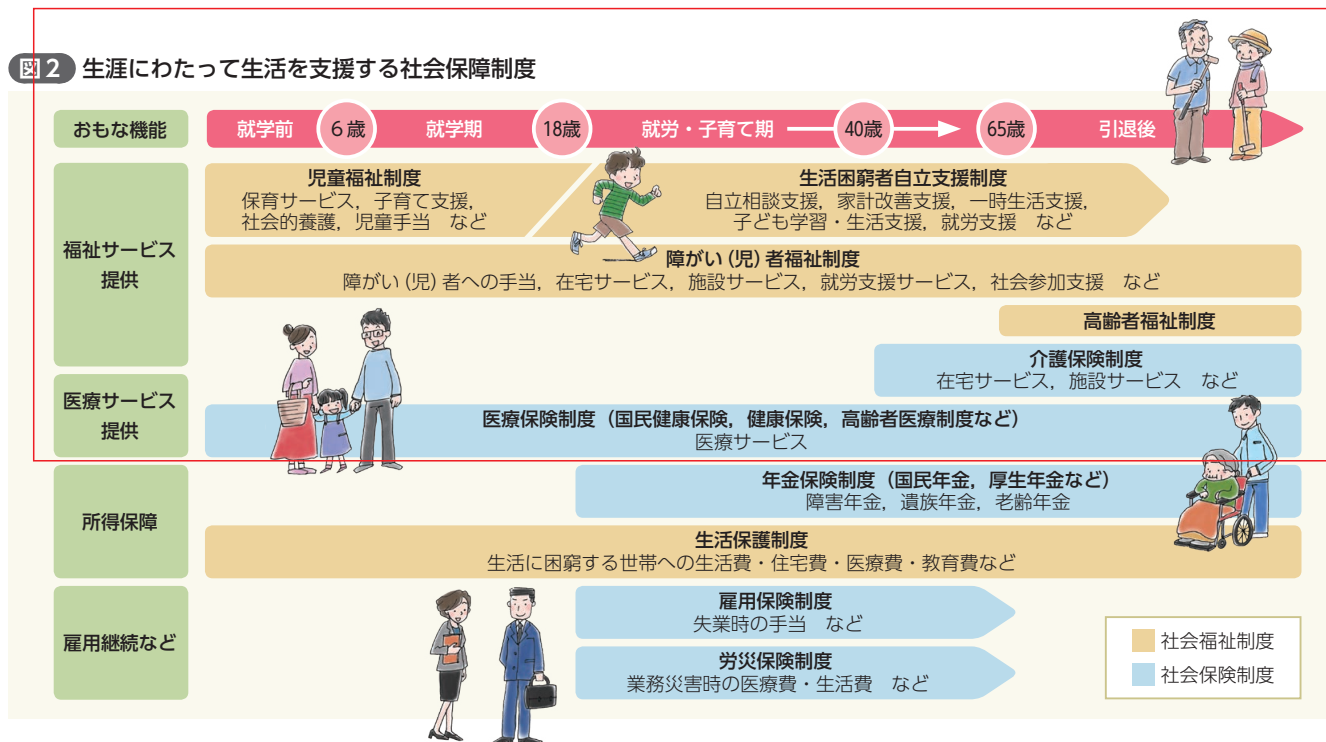
177 図 2



訂正箇所
ページ 行

令和 6 年度教科書(新)

177 図 2



訂正箇所		令和 5 年度教科書 (旧)	令和 6 年度教科書 (新)
ページ	行		
192	図 8	<p><b>図 8 平均初婚年齢の変化</b></p> <p>(厚生労働省「人口動態統計」より)</p>	<p><b>図 8 平均初婚年齢の変化</b></p> <p>(厚生労働省「人口動態統計」より)</p>
193	図 10	<p><b>図 10 子どもの出生数と合計特殊出生率の推移</b></p> <p>(厚生労働省「人口動態統計」, 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」より)</p>	<p><b>図 10 子どもの出生数と合計特殊出生率の推移</b></p> <p>(厚生労働省「人口動態統計」, 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」より)</p>
193	図 10	<p><b>合計特殊出生率とは</b> ある年において、15～49歳の一人の女性が一生の間に生むと想定される子どもの数。 日本 (2020年) の場合、<u>2.06</u>を下回ると総人口は減少に向かうとされる。 2005年には過去最低である1.26まで落ち込んだ。</p>	<p><b>合計特殊出生率とは</b> ある年において、15～49歳の一人の女性が一生の間に生むと想定される子どもの数。 日本 (2021年) の場合、<u>2.07</u>を下回ると総人口は減少に向かうとされる。 2005年には過去最低である1.26まで落ち込んだ。</p>

訂正箇所		令和 5 年度教科書 (旧)	令和 6 年度教科書 (新)																																																						
ページ	行																																																								
193	グローバル	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>2021年</td> <td>1.30</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2020年</td> <td>1.82</td> </tr> <tr> <td>スウェーデン</td> <td>2020年</td> <td>1.66</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2020年</td> <td>1.64</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>2020年</td> <td>1.58</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2020年</td> <td>1.53</td> </tr> <tr> <td>シンガポール</td> <td>2020年</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2020年</td> <td>0.84</td> </tr> <tr> <td>台湾</td> <td>2020年</td> <td>0.99</td> </tr> </tbody> </table> <p>(厚生労働省「人口動態統計」, 内閣府「令和 4 年版少子化社会対策白書」より)</p>	日本	2021年	1.30	フランス	2020年	1.82	スウェーデン	2020年	1.66	アメリカ	2020年	1.64	イギリス	2020年	1.58	ドイツ	2020年	1.53	シンガポール	2020年	1.10	韓国	2020年	0.84	台湾	2020年	0.99	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>2022年</td> <td>1.26</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2020年</td> <td>1.82</td> </tr> <tr> <td>スウェーデン</td> <td>2020年</td> <td>1.66</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2020年</td> <td>1.64</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>2020年</td> <td>1.58</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2020年</td> <td>1.53</td> </tr> <tr> <td>シンガポール</td> <td>2020年</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2020年</td> <td>0.84</td> </tr> <tr> <td>台湾</td> <td>2020年</td> <td>0.99</td> </tr> </tbody> </table> <p>(厚生労働省「人口動態統計」, 内閣府「令和 4 年版少子化社会対策白書」より)</p>	日本	2022年	1.26	フランス	2020年	1.82	スウェーデン	2020年	1.66	アメリカ	2020年	1.64	イギリス	2020年	1.58	ドイツ	2020年	1.53	シンガポール	2020年	1.10	韓国	2020年	0.84	台湾	2020年	0.99
日本	2021年	1.30																																																							
フランス	2020年	1.82																																																							
スウェーデン	2020年	1.66																																																							
アメリカ	2020年	1.64																																																							
イギリス	2020年	1.58																																																							
ドイツ	2020年	1.53																																																							
シンガポール	2020年	1.10																																																							
韓国	2020年	0.84																																																							
台湾	2020年	0.99																																																							
日本	2022年	1.26																																																							
フランス	2020年	1.82																																																							
スウェーデン	2020年	1.66																																																							
アメリカ	2020年	1.64																																																							
イギリス	2020年	1.58																																																							
ドイツ	2020年	1.53																																																							
シンガポール	2020年	1.10																																																							
韓国	2020年	0.84																																																							
台湾	2020年	0.99																																																							

訂正箇所		令和 5 年度教科書 (旧)	令和 6 年度教科書 (新)																																				
ページ	行																																						
195	図 12	<p><b>図12 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について</b></p> <table border="1"> <caption>2019年調査結果 (2019年調査)</caption> <thead> <tr> <th>性別</th> <th>賛成</th> <th>どちらかといえば賛成</th> <th>わからない</th> <th>どちらかといえば反対</th> <th>反対</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性</td> <td>6.5</td> <td>24.6</td> <td>5.5</td> <td>38.5</td> <td>24.9</td> </tr> <tr> <td>男性</td> <td>8.6</td> <td>30.8</td> <td>4.9</td> <td>34.4</td> <td>21.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」より)</p>	性別	賛成	どちらかといえば賛成	わからない	どちらかといえば反対	反対	女性	6.5	24.6	5.5	38.5	24.9	男性	8.6	30.8	4.9	34.4	21.2	<p><b>図12 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について</b></p> <table border="1"> <caption>2022年調査結果 (2022年調査)</caption> <thead> <tr> <th>性別</th> <th>賛成</th> <th>どちらかといえば賛成</th> <th>わからない</th> <th>どちらかといえば反対</th> <th>反対</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性</td> <td>3.0</td> <td>25.4</td> <td>2.2</td> <td>40.4</td> <td>29.0</td> </tr> <tr> <td>男性</td> <td>5.3</td> <td>34.2</td> <td>2.2</td> <td>35.6</td> <td>22.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」より)</p>	性別	賛成	どちらかといえば賛成	わからない	どちらかといえば反対	反対	女性	3.0	25.4	2.2	40.4	29.0	男性	5.3	34.2	2.2	35.6	22.7
性別	賛成	どちらかといえば賛成	わからない	どちらかといえば反対	反対																																		
女性	6.5	24.6	5.5	38.5	24.9																																		
男性	8.6	30.8	4.9	34.4	21.2																																		
性別	賛成	どちらかといえば賛成	わからない	どちらかといえば反対	反対																																		
女性	3.0	25.4	2.2	40.4	29.0																																		
男性	5.3	34.2	2.2	35.6	22.7																																		

訂正箇所		令和 5 年度教科書 (旧)	令和 6 年度教科書 (新)
ページ	行		
196	グローバル	<p>●女性の労働力率の国際比較</p> <p>○日本 (男性) ●スウェーデン ■フランス ○日本 (女性) ●ドイツ ●韓国 ■アメリカ</p> <p>※日本以外は女性の労働力率。日本は2020年, ほかは2019年の値。</p>	<p>●女性の労働力率の国際比較</p> <p>○日本 (男性) ●スウェーデン ■フランス ○日本 (女性) ●ドイツ ●韓国 ■アメリカ</p> <p>※日本以外は女性の労働力率。日本は2022年, アメリカは2021年, ほかは2020年の値。</p>
196	グローバル	<p>●日本の女性の労働力率の推移</p> <p>●2020年 ○2000年 ●1980年</p> <p>20.4, 75.4, 85.9, 69.9, 49.2, 57.1, 77.8, 48.2, 76.0, 79.4, 81.0, 80.0, 74.3, 61.0, 40.3, 12.2</p> <p>(総務省統計局「労働力調査」, 内閣府「男女共同参画白書 令和3年版」より)</p>	<p>●日本の女性の労働力率の推移</p> <p>●2022年 ○2000年 ●1980年</p> <p>20.8, 75.6, 87.7, 69.9, 49.2, 57.1, 80.6, 48.2, 78.9, 81.5, 81.9, 80.7, 75.8, 64.0, 41.8, 12.9</p> <p>(総務省統計局「労働力調査」, 内閣府「男女共同参画白書 令和3年版, 5年版」より)</p>

訂正箇所		令和 5 年度教科書 (旧)	令和 6 年度教科書 (新)																								
ページ	行																										
196	グローバル	<p>● 1人あたりの平均年間労働時間 (2020年)</p> <table border="1"> <caption>1人あたりの平均年間労働時間 (2020年)</caption> <thead> <tr> <th>国</th> <th>労働時間 (時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>1,598</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1,767</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1,402</td> </tr> <tr> <td>スウェーデン</td> <td>1,424</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>1,908</td> </tr> </tbody> </table> <p>(労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2022」より)</p>	国	労働時間 (時間)	日本	1,598	アメリカ	1,767	フランス	1,402	スウェーデン	1,424	韓国	1,908	<p>● 1人あたりの平均年間労働時間 (2021年)</p> <table border="1"> <caption>1人あたりの平均年間労働時間 (2021年)</caption> <thead> <tr> <th>国</th> <th>労働時間 (時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>1,607</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1,791</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1,490</td> </tr> <tr> <td>スウェーデン</td> <td>1,444</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>1,915</td> </tr> </tbody> </table> <p>(労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2023」より)</p>	国	労働時間 (時間)	日本	1,607	アメリカ	1,791	フランス	1,490	スウェーデン	1,444	韓国	1,915
国	労働時間 (時間)																										
日本	1,598																										
アメリカ	1,767																										
フランス	1,402																										
スウェーデン	1,424																										
韓国	1,908																										
国	労働時間 (時間)																										
日本	1,607																										
アメリカ	1,791																										
フランス	1,490																										
スウェーデン	1,444																										
韓国	1,915																										
201	図 15	<p>● 民法</p> <p>第731条 婚姻は、18歳にならなければ、することができない。</p> <p>第732条 配偶者のある者は、重ねて婚姻をすることができない。</p> <p>第733条 女は、前婚の解消又は取消しの日から起算して100日を経過した後でなければ、再婚をすることができない。</p> <p>第734条 直系血族又は3親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。</p> <p>第735条 直系姻族の間では、婚姻をすることができない。</p> <p>第739条 婚姻は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。</p> <p>第750条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。</p> <p>第752条 夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。</p>	<p>● 民法</p> <p>第731条 婚姻は、18歳にならなければ、することができない。</p> <p>第732条 配偶者のある者は、重ねて婚姻をすることができない。 <b>削除</b></p> <p>第734条 直系血族又は3親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。</p> <p>第735条 直系姻族の間では、婚姻をすることができない。</p> <p>第739条 婚姻は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。</p> <p>第750条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。</p> <p>第752条 夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。</p>																								
202	側注 1	<p>① 民法の定めるおもな婚姻の条件：⇒ p.201</p> <p>婚姻適齢⇒731条</p> <p>重婚の禁止⇒732条</p> <p>再婚禁止期間⇒733条</p> <p>近親婚の禁止⇒734, 735条</p>	<p>① 民法の定めるおもな婚姻の条件：⇒ p.201</p> <p>婚姻適齢⇒731条</p> <p>重婚の禁止⇒732条 <b>削除</b></p> <p>近親婚の禁止⇒734, 735条</p>																								



訂正箇所		令和5年度教科書(旧)	令和6年度教科書(新)
ページ	行		
211	下部	第69回 2021年 弟の自立をサポート～互いの将来を見据えて～ 福島県 喜多方高等学校 第70回 2022年 ダブルケアラーの母とともに～高校生の私にできること～ 福島県 耶麻農業高等学校 [Redacted]	第69回 2021年 弟の自立をサポート～互いの将来を見据えて～ 福島県 喜多方高等学校 第70回 2022年 ダブルケアラーの母とともに～高校生の私にできること～ 福島県 耶麻農業高等学校 第71回 2023年 一人暮らしの祖母の安全のために自分がすべきこと～三代で過ごす未来のために～ 大分県 日田高等学校
		第69回 2021年 津高つながり防災プロジェクト 愛媛県 宇和島東高等学校津島分校 第70回 2022年 古民家アトリエプロジェクト～播州織でやさしさと笑顔あふれる町づくり～ 兵庫県 西脇高等学校 [Redacted]	第69回 2021年 津高つながり防災プロジェクト 愛媛県 宇和島東高等学校津島分校 第70回 2022年 古民家アトリエプロジェクト～播州織でやさしさと笑顔あふれる町づくり～ 兵庫県 西脇高等学校 第71回 2023年 めざせ！未来のチェンジメーカー～私たちから変えていくジェンダーフリーな社会へ～ 北海道 札幌北高等学校
212	下部	第69回 2021年 津高つながり防災プロジェクト 愛媛県 宇和島東高等学校津島分校 第70回 2022年 古民家アトリエプロジェクト～播州織でやさしさと笑顔あふれる町づくり～ 兵庫県 西脇高等学校 [Redacted]	第69回 2021年 津高つながり防災プロジェクト 愛媛県 宇和島東高等学校津島分校 第70回 2022年 古民家アトリエプロジェクト～播州織でやさしさと笑顔あふれる町づくり～ 兵庫県 西脇高等学校 第71回 2023年 めざせ！未来のチェンジメーカー～私たちから変えていくジェンダーフリーな社会へ～ 北海道 札幌北高等学校